

計量関係法規

注意事項

- 1 解答時間は、午後 1 時 10 分から午後 2 時 20 分までの 1 時間 10 分である。
- 2 解答用紙の所定の欄に、氏名、生年月日及び受験番号を正確に記入し、生年月日及び受験番号については、その下のマーク欄にもマークすること。
- 3 問題は 25 問で、全問必須である。
- 4 出題の形式は、問に対して五つの解答が用意されており、その中から一つを選ぶ五枝択一方式である。
- 5 解答は、問の番号に対応するマーク欄に一か所のみマークすること。
- 6 マークの記入は、解答用紙に記された記入例を参照のこと。
- 7 解答の記入にあたっては、次の点に注意すること。
  - (1) 筆記具は H B の黒鉛筆又は黒シャープペンシルを用い、マーク欄の枠内をぬりつぶすこと。
  - (2) 解答を修正する場合は、消しゴムできれいに消して、消しくずを残さないようにすること。
  - (3) 解答用紙は、汚したり、折り曲げたりしないこと。
- 8 電卓は使用しないこと。

以上の注意事項及び係官からの指示事項は、必ず守ること。

指示があるまで開かないこと

問 1 計量法の目的及び定義等に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ

- 1 計量器とは、計量をするための器具、機械又は装置をいう。
- 2 計量法は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的としている。
- 3 特定計量器とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は一般消費者の生活の用に供される計量器全てをいう。
- 4 証明とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。
- 5 取引とは、有償無償を問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいう。

問 2 次の記述は、計量法の定義等に関するものであるが、ア～ウに入れる語句の組み合わせとして正しいものを一つ選べ。

この法律において、「標準物質」とは、政令で定める物象の状態の量の特定の値が付された物質であって、当該物象の状態の量の計量をするための計量器の< ア >に用いるものをいう。

また、「標準物質の値付け」とは、その標準物質に付された物象の状態の量の値を、その物象の状態の量と法第 134 条第 1 項の規定による指定に係る器具、機械又は装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との< イ >を測定して、< ウ >ことをいう。

	ア	イ	ウ
1	誤差の測定	差	改める
2	誤差の測定	差	記載する
3	誤差の測定	値	改める
4	値付け	差	改める
5	値付け	値	記載する

問 3 法定計量単位に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 土地の面積の計量に用いる法定計量単位「ヘクタール」は、「アール」の 100 倍であり、「平方メートル」の 100 分の 1 である。
- 2 吸収線量の法定計量単位は、「ラド」又は「グレイ」である。
- 3 振動加速度レベルの「デシベル」は、国際単位系に係る計量単位ではないが、法計量単位に定められている。
- 4 「ワット時」は、電気量の法定計量単位である。
- 5 質量の「キログラム」の定義は、国際キログラム原器の質量である。

問 4 次は、物象の状態の量とそれを表す法定計量単位の組み合わせであるが、正しいものを一つ選べ。

	(物象の状態の量)	(法定計量単位)
1	光 度	カンデラ毎平方メートル
2	音圧レベル	デシベル
3	静電容量	ボルト
4	回転速度	ヘルツ
5	動粘度	パスカル秒

問 5 次は、物象の状態の量とそれを表す法定計量単位の組み合わせである。5つの物象の状態の量に対応する法定計量単位が記されているものを次の中から一つ選べ。

(物象の状態の量)

	照 度	加 速 度	物 質 量	磁界の強さ	電 力
1	ルクス	メートル毎秒	キログラム	アンペア毎メートル	ワット
2	カンデラ	メートル毎秒毎秒	モル	ボルト毎メートル	ジュール
3	ルクス	メートル毎秒毎秒	モル	アンペア毎メートル	ワット
4	ルクス	メートル毎秒	キログラム	ボルト毎メートル	ジュール
5	カンデラ	メートル毎秒	モル	アンペア毎メートル	ワット

問 6 商品の販売に係る計量及び正確な計量に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 政令で定める商品（以下「特定商品」という。）の販売の事業を行う者は、特定商品とその特定物象量（特定商品ごとに政令で定める物象の状態の量をいう。以下同じ。）を法定計量単位により示して販売するときは、政令で定める誤差（以下「量目公差」という。）を超えないように、その特定物象量の計量をしなければならない。
- 2 物象の状態の量について、法定計量単位により取引又は証明における計量をする者は、正確にその物象の状態の量の計量をするように努めなければならない。
- 3 政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、その特定商品とその特定物象量に関し密封（商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ、当該物象の状態の量を増加し、又は減少することができないようにすることをいう。以下同じ。）をするときは、量目公差を超えないようにその特定物象量の計量することに努めればよく、その容器又は包装にこれを表記することまでは求められていない。
- 4 政令で定める特定商品の輸入の事業を行う者は、その特定物象量に関し密封をされたその特

定商品を輸入して販売するときは、その容器又は包装に、量目公差を超えないように計量をされたその特定物象量が法第 13 条第 1 項の経済産業省令で定めるところにより表記されたものを販売しなければならない。

- 5 長さ、質量又は体積の計量をして販売するのに適する商品の販売の事業を行う者は、その長さ、質量又は体積を法定計量単位により示してその商品を販売するように努めなければならない。

問 7 次の記述は、使用方法等の制限に関するものである。この使用方法等の制限の対象となる政令で定められている特定計量器に該当しないものを次の中から一つ選べ。

特定の方法に従って使用し、又は特定の物若しくは一定の範囲内の計量に使用しなければ正確に計量することができない特定計量器であって政令で定めるものは、政令で定めるところにより使用する場合でなければ、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用してはならない。

- 1 タクシーメーター
- 2 水道メーター
- 3 濃度計
- 4 燃料油メーター
- 5 電力量計

問 8 定期検査に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 政令で定める特定計量器を取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その使用場所を管轄する市町村の長が行う定期検査を受けなければならない。
- 2 特定計量器のうち、その使用条件からみて、器差のみに係る検査を定期的に行うことが適当であると認められるものを、定期検査の対象としている。
- 3 特定計量器の定期検査済証印に表示された年月の翌月 1 日から起算して、特定計量器ごとに政令で定める期間を経過していない場合は、その特定計量器は定期検査を受けることを要しない。
- 4 定期検査の法第 21 条第 1 項の政令で定める期間は、皮革面積計、非自動はかり、分銅及びおもりのいずれも 2 年である。
- 5 都道府県知事が定期検査の実施について公示したときは、特定市町村の長は対象となる特定計量器の数及び所在地を調査し、都道府県知事に報告しなければならない。

問 9 特定計量器の製造又は修理に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 届出製造事業者又は届出修理事業者は、特定計量器の修理をしたときは、経済産業省令で定める基準に従って、当該特定計量器の検査を行わなければならない。
- 2 届出製造事業者は、その届出に係る事業を廃止したときは遅滞なくその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 3 届出修理事業者は、事業の届出をした事項(事業の区分を除く。)に変更があったときには、遅滞なく、その旨を都道府県知事(電気計器の届出修理事業者にあっては、経済産業大臣)に届け出なければならない。
- 4 届出製造事業者は、その届出をした特定計量器についての修理の事業を行うときは、修理の事業を行う旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 特定計量器の製造の事業を行おうとする者(自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器の製造の事業を行う者を除く。)は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。

問 10 次の計量器のうち、販売(輸出のための販売を除く。)の事業の届出をしなければならないものを一つ選べ。

- 1 アネロイド型血圧計
- 2 自動はかり
- 3 抵抗体温計
- 4 ガラス製体温計
- 5 分銅

問 11 政令で定める特殊容器の使用に係る商品に該当しないものを次の中から一つ選べ。

- 1 乳飲料
- 2 ビール
- 3 食酢
- 4 みりん
- 5 塩

問 12 特定計量器の検定等に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 検定に合格した特定計量器には、政令で定めるところにより、基準適合証印を付する。
- 2 検定を行った特定計量器の性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合し、その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えないときは、合格とする。
- 3 定期検査の対象となる皮革面積計の検定証印には、その満了の年月を表示する。
- 4 装置検査証印の有効期間は一年とし、その満了の年月を装置検査証印に表示する。
- 5 電気計器について変成器付電気計器検査を受けようとする者は、政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

問 13 特定計量器の型式の承認に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 法第 50 条第 1 項の政令で定める有効期間のある特定計量器に付する表示には、その型式の有効期間満了の年を表示するものとする。
- 2 照度計に係る法第 76 条第 1 項の製造事業者に係る型式の承認は、日本電気計器検定所が行う。
- 3 承認外国製造事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器で本邦に輸出されるものを製造するときは、当該特定計量器が製造技術基準に適合するようにしなければならない。
- 4 日本電気計器検定所は、承認製造事業者又は承認輸入事業者が法第 80 条（承認製造事業者に係る基準適合義務）又は法第 82 条（承認輸入事業者に係る基準適合義務）の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、その製造し、又は輸入する特定計量器が製造技術基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 承認製造事業者は、当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であつて経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

問 14 指定製造事業者に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 照度計の製造を行う事業場における品質管理の方法についての検査は政令の規定に基づき、その事業場を管轄する独立行政法人産業技術総合研究所の事業所が行う。
- 2 日本電気計器検定所が検査して指定された積算熱量計の指定製造事業者への立入検査は、当該指定工場を管轄する日本電気計器検定所の事業所が行う。
- 3 経済産業大臣は、型式承認表示と紛らわしい表示を特定計量器に付した指定製造事業者の指定を取り消すことができる。
- 4 指定製造事業者は、指定を受けた事業場において型式承認を受けた型式に属する特定計量器を修理したときは、これに基準適合証印を付すことができる。
- 5 指定定期検査機関から、品質管理の方法が指定製造事業者の指定の基準に適合すると認める旨の調査書面の交付を受け、この書面を添えて申請したときは、都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う検査を受ける必要はない。

問 15 基準器検査に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 基準器検査に合格した計量器には、基準器検査証印を付すとともに、有効期間の満了の年月を基準器検査証印に表示しなければならない。
- 2 基準器検査は、経済産業大臣、都道府県知事又は特定市町村の長が行う。
- 3 基準器検査に合格した計量器には、基準器検査証印が付されるが、その形状は



である。

- 4 基準器を譲渡し、又は貸し渡すときは、基準器検査成績書をともにしなければならない。
- 5 基準器検査の合格条件は、計量器の器差が経済産業省令で定める基準に適合することのみである。

問 16 基準器検査に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 日本電気計器検定所は、照度計の基準器検査の申請があったときは、経済産業省令で定める期間以内に合格若しくは不合格の処分をしなければならない。
- 2 特定計量器を使用して取引又は証明を行う者は、だれでも基準器検査を受けることができる。
- 3 基準器検査に合格した計量器（基準器）に付する基準器検査証印には、経済産業省令で定めるところにより検査を行った年月を表示する。
- 4 基準器を譲渡し、又は貸し渡すときは、あらかじめ基準器検査を行った者に届け出なければならない。
- 5 基準器検査を受けたときに交付される基準器検査成績書には、合格又は不合格の別、器差及び器差の補正の方法が記載されていなければならない。

問 17 経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関が特定標準器による校正等を行ったときに、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することとなっているが、この証明書に用いる標章を次の中から一つ選べ。



問 18 特定計量証明事業の認定を受けるための要件として、法第 121 条の 2 で規定されている 3 つの適合要件の組み合わせとして正しいものを次の中から一つ選べ。

- ア) 特定計量証明事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。
- イ) 特定計量証明事業を適正に行うに必要な管理組織を有するものであること。
- ウ) 特定計量証明事業を適正に行うに必要な役員の構成を有するものであること。
- エ) 特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有するものであること。
- オ) 特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

- 1 ア) イ) 及びウ)
- 2 イ) ウ) 及びエ)
- 3 ウ)、エ) 及びオ)
- 4 ア)、イ) 及びエ)
- 5 イ) エ) 及びオ)

問 19 指定計量証明検査機関に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 都道府県知事は、その指定する者(指定計量証明検査機関)に計量証明検査を行わせることができる。
- 2 公益法人だけでなく株式会社等の民間企業も一定の要件を満たせば指定計量証明検査機関になることができる。
- 3 指定計量証明検査機関の指定は、3年ごとに更新を受けなければその効力を失う。
- 4 都道府県知事は、認可した業務規程が計量証明検査の公正な実施上不相当となったと認めるときは、その業務規程の変更を命ずることができる。
- 5 指定計量証明検査機関は、事務所の所在地を変更したときは速やかに都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

問 20 適正計量管理事業所に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 適正計量管理事業所の指定の申請にあたっては、指定を受けようとする事業所で使用する特定計量器の名称を記載した書類を提出すれば足り、性能及び数を記載する必要はない。
- 2 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、帳簿を備え、当該事業所で販売する特定商品に表示された特定物象量の誤差が量目公差の範囲にあるか否かの検査結果を記載し、これを保存しなければならない。
- 3 適正計量管理事業所の指定を受けようとする者は、当該事業所の所在地が特定市町村の区域にある場合であっても都道府県知事に申請を行い、都道府県知事が指定を行う。
- 4 適正計量管理事業所の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器は、計量法の定期検査が免除される。
- 5 適正計量管理事業所の指定にあたっては、指定を受けようとする事業所において計量士による検査及び計量管理が行われていることを要しない。



問 21 適正計量管理事業所に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、経済産業省令で定める様式の標章を掲げることができるが、この標章は当該事業所で販売される特定商品に表示された特定物象量の誤差が量目公差の範囲にあることを意味するものである。
- 2 適正計量管理事業所の指定は、事業所単位ではなく企業単位であり、全国に二以上の事業所を有する企業はそれらを一括して本社所在地を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長に申請しなければならない。
- 3 経済産業大臣又は都道府県知事は、適正計量管理事業所の指定の申請が法で定められた指定の基準に適合すると認めるときは、その指定をしなければならない
- 4 適正計量管理事業所の指定の申請をした者は、遅滞なく、当該事業所における計量管理の方法について経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。
- 5 経済産業大臣は、適正計量管理事業所の指定を受けた者が、法で定められた指定の基準に適合しなくなったと認めるときは、直ちにその者に対し指定の取り消しを行わなければならない。

問 22 計量士に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 経済産業大臣は、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する者を計量士として登録する。
- 2 計量士でない者は、計量士の名称を用いてはならない。
- 3 計量士は、手続きを経れば、計量士でない者に計量士として業務を行わせることができる。
- 4 計量士の登録を受けようとする者は、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、経済産業大臣に申請を行わなければならない。
- 5 経済産業大臣は、計量士がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めて、計量士の名称の使用の停止を命ずることができる。

問 23 次の記述は、計量士としての業務に関するものであるが、ア及びイに入れる語句の組み合わせとして正しいものを一つ選べ。

計量士は、都道府県知事又は特定市町村の長が行う< ア >に代わる検査を行い、その合格条件に適合するときは、その旨を記載した証明書を< イ >に交付することができる。

- | ア        | イ               |
|----------|-----------------|
| 1 定期検査   | その特定計量器を使用する者   |
| 2 検 定    | 都道府県知事又は特定市町村の長 |
| 3 定期検査   | 都道府県知事又は特定市町村の長 |
| 4 計量証明検査 | その特定計量器を使用する者   |
| 5 計量証明検査 | 都道府県知事又は特定市町村の長 |

問 24 計量法上の報告の徴収に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 都道府県知事又は特定市町村の長は、法の施行に必要な限度において、指定定期検査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告させることができる。
- 2 経済産業大臣又は都道府県知事は、指定外国製造事業者に対し、製造した特定計量器の型式及び数を報告させることができる。
- 3 独立行政法人産業技術総合研究所は、法の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、計量器の校正等の業務の状況に関し報告させることができる。
- 4 都道府県知事又は特定市町村の長は、特定計量証明認定機関に対し、法の施行に必要な限度において、その業務又は認定した者の品質管理水準に関し報告させることができる。
- 5 都道府県知事は、計量証明事業者に対し、事業規程の実施状況及び計量証明の件数についてのみ報告させることができる。

問 25 立入検査に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、法の施行に必要な限度において、その職員に、計量士の事務所に立ち入り、計量器の検査のための器具、機械若しくは装置、帳簿、書類を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、法の施行に必要な限度において、独立行政法人製品評価技術基盤機構に法第 148 条第 1 項又は第 2 項の規定による立入検査を行わせることができる。
- 3 経済産業大臣は、法の施行に必要な限度において、その職員に特定計量証明認定機関の事務所に立ち入り、業務の状況を検査させることができる。
- 4 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、法の施行に必要な限度において、その職員に、認定事業者の事業所に立ち入り、計量器、帳簿、書類を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 5 経済産業大臣は、法の施行に必要な限度において、その職員に、指定定期検査機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類を検査させ、又は関係者に質問させることができる。